

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C支店（以下「事業場」という。）において、営業職の担当部長として就労していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、事業場事務室内において執務中、同僚に体調の異変を訴え、D病院に救急搬送されたが、翌日、同病院で死亡した。死亡診断書には、死亡したとき「平成〇年〇月〇日午後〇時〇分」、直接死因「脳出血」（以下「本件疾病」という。）、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略) 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の本件疾病の発症及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者に発症し、死亡の原因となった疾病名及びその発生時期について、E 医師は、平成〇年〇月〇日付け死亡診断書において、本件疾病であるとし、その発症時期は「死亡時である平成〇年〇月〇日午後〇時〇分の約〇時間前、すなわち、平成〇年〇月〇日」と記載している。また、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「頭部CTにて左被殻出血と脳室穿破、脳幹出血を認めた。」と述べている。

当審査会としても、被災者の発症経緯及び事後の診療経過等に照らすと、同医師の意見は妥当であると判断する。

- (2) 本件疾病を含む脳血管疾患に係る業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりである。以下、認定基準に基づいて検討する。

ア 労働時間について

被災者の本件疾病発症前の労働時間について、審査官は、勤務時間自己管理シートを基に、パソコンのログイン時刻及びログオフ時刻、業務運転日報の最終到着時刻、被災者作成の精算書（兼近距離出張旅費請求書）に添付された駐車場の領収書に刻字された時刻や経費の領収書の時刻等を参照し、監督署長の認定した労働時間に修正を加え、決定書理由に説示するとおりであるとしている。当審査会としては、その内容を精査するも、同修正の手法は客観的かつ合理的であり、同集計をもって被災者の労働時間であるとするのが妥当であると判断する。

なお、請求人は、被災者はほぼ毎日2～4時間程度残業しており、Fも同旨を述べているにもかかわらず、終業時刻を午後5時としていることはおか

しいと主張するが、Fは、要旨、「被災者は、帰社後メールのチェックや見積書の作成を行っていた。1日だいたい1時間から2時間くらい残業していたと思う。」と述べているものであり、被災者の帰社後の作業はパソコンを使用して行われたと推認し得ることから、ログオフ時刻が午後5時より後の場合は同時刻を終業時刻とするよう修正されているものであり、請求人の主張は採用できない。

イ 異常な出来事について

被災者は、発症直前から前日までの間、業務上において異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

ウ 短期間の過重業務について

発症前おおむね1週間において、継続した長時間労働など特に過重な業務は認められない。

なお、請求人は、同期間の勤務時間自己管理シート等は被災者が作成したものではなく、信用性がない旨主張するが、同書面はFが社内の予定表を確認して作成したものであり、前記アで述べたとおり、同時期の当該シート等の労働時間の算定は妥当であるから、同主張は採用できない。

エ 長期間の過重業務について

(ア) 本件疾病発症前6か月間における被災者の労働時間の状況は、決定書理由に説示するとおり、発症前1か月間の時間外労働時間は6時間9分であり、また、発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間は、発症前2か月間平均の14時間41分が最長であり、いずれも1か月当たりおおむね80時間を超えるものとはなっていない。

(イ) 請求人は、労働時間以外の負荷要因として、被災者の運転による社有車の走行距離が長かったことを挙げているが、決定書理由に説示するとおり、被災者と同じ営業業務を担当していたFの走行距離は、被災者の走行距離よりも長いことが認められ、被災者の運転業務が特に過重であったとは認め難い。

オ 業務以外の要因について

E医師は、本件疾病の発症原因について、前記意見書において、高血圧症が原因と思われる脳出血であると述べている。

被災者は、平成〇年〇月〇日、気道出血によりG病院に入院し、高血圧症

と診断され、平成〇年〇月〇日には眼底出血を起こし、G病院及びHクリニックを受診し、高血圧症との診断を受けて投薬治療を受けている。しかし、その後、被災者が高血圧症について継続した治療を受けていた形跡は認められない。

- (3) 以上を総合すると、認定基準に照らし、発症直前から前日にかけて異常な出来事は認められず、また、発症に近接した短期間及び長期間の業務による過重性は認められないことから、被災者の本件疾病の発症及び死亡が業務上の事由によるものであると認めることはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。